

平成25年3月27日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
14番 末藤正幸
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 牟田勝浩
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 山崎鉄好
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
15番 小池一哉
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	成	松		薫
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	浦	川	正	盛
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
水	道	部	松	尾	満	好
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

議 事 日 程 第 8 号

3月27日（水）午前10時開議

日程第1	第7号議案	武雄市部設置条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第8号議案	武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第11号議案	武雄市暴力団排除条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第12号議案	武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第16号議案	土地改良事業の事務の委託に関する協議について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第23号議案	平成24年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回） （産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第24号議案	平成24年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第33号議案	平成25年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第34号議案	平成25年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第35号議案	平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第1号議案	武雄市新型インフルエンザ等対策本部条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第9号議案	武雄市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第10号議案	武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第15号議案	杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第18号議案	平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

		回) (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第27号議案	平成25年度武雄市国民健康保険特別会計予算 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第28号議案	平成25年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第2号議案	武雄市市道の構造の技術的基準を定める条例 (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第3号議案	武雄市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例 (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第4号議案	武雄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第5号議案	武雄市小規模水道条例 (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第6号議案	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例 (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	第13号議案	武雄市道路占用料徴収条例及び武雄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例 (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第14号議案	市道路線の認定について (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第19号議案	平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第20号議案	平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第21号議案	平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算 (第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第22号議案	平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第29	第25号議案	平成24年度武雄市水道事業会計補正予算 (第2回) (建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第30	第29号議案	平成25年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算 (建設常

		任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第31	第30号議案	平成25年度武雄市公共下水道事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第32	第31号議案	平成25年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第33	第32号議案	平成25年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第34	第36号議案	平成25年度武雄市水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第35	第37号議案	平成25年度武雄市工業用水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第36	第17号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第11回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第37	第26号議案	平成25年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第38	第38号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第12回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第39	第39号議案	平成25年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第40	第40号議案	平成25年度武雄市一般会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第41	第41号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第42	第42号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第43	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第44	意見書第1号	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第45	意見書第2号	T P P 協定交渉参加表明に関し国益が守れぬ場合は即時脱退を要求する意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第46	閉会中継続調査申出について	（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第41号議案、第42号議案及び諮問第1号並びに議員から提出されました意見書第1号、意見書第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第3 第7号議案～第11号議案

日程第1. 第7号議案 武雄市部設置条例等の一部を改正する条例より日程第3. 第11号議案 武雄市暴力団排除条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

以上の3議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第7号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第7号議案 武雄市部設置条例等の一部を改正する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は、上下水道部を設置するための組織機構の見直しに伴うもので、業務を一元的に管理することで両業務の連携や共通化を進め、事業の効率化を図るものです。

委員より、今回の組織改編で業務上の影響はどういうことが考えられるのかとの質疑があり、執行部より、事務の共通化が図られること、また、窓口のワンストップ化が図られるとの答弁がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第8号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第8号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は、国家公務員の退職手当の改定に準じ、一般職の職員の退職手当を改定するもの

です。

委員より、今回の改正で退職手当の調整率、現行の100分の104から100分の87に引き下げなければならない理由が見当たらない。その根拠があれば示してもらいたい。また、武雄市独自の条例制定ができないのかとの質疑があり、執行部より、平成24年度、人事院で民間企業に対し、退職一時金や年金などを含めた調査が行われ、その結果、国家公務員のほうが支給率が高くなっているという調査結果が出され、官民格差是正のため、国家公務員から改正され、地方公務員についても、地方公務員法の国家公務員との均衡の原則という大きな給与決定の原則があり、それを受け、武雄市でも条例の改正を行うものである。

また、武雄市独自の判断で条例制定については不可能ではないが、国公に準拠するという大原則があるので、どうしてもせざるを得なかったとの答弁でした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第11号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第11号議案 武雄市暴力団排除条例の一部を改正する条例についての審査内容と結果についての報告をいたします。

本議案は、上位法の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するもので、具体的には、第2条で引用している上位法の条ずれが生じたのを受けて、今回、一部改正を行うものです。

質疑は、特にありませんでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第7号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第8号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場で討論を申し上げます。

国家公務員の退職手当の改定に準じ、一般職の職員の退職手当を改定する改正とし、民間基準との均衡を図るために設けられている調整率を段階的に引き下げるとし、現在の100分の104を、平成25年4月から平成26年3月31日までを100分の98、平成26年4月1日から平成27年3月31日までを100分の92、平成27年度以降については100分の87まで引き下げることが、今回の実施趣旨であります。

私は、この議案に対して、今、日本経済に思いをいたせば、日本経済が長引く深刻な不況、デフレから抜け出すためにということで、現政権はアベノミクスという経済政策3本の矢を推し進められておりますが、デフレの原因と責任は棚に上げて進められているのではないのでしょうか。

一方で、本議案のように、公務員と民間労働者と対立させるような、国民同士をたたき合うような形がつけられているのではないのでしょうか。もちろん国家公務員と民間基準との均衡を図るのは、国民の理解を得るためには当然でしょう。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

しかし、こうした国家公務員、あるいは地方公務員と民間労働者を対立させるような、こういう国民同士をたたき合うような形がつけられているからこそ、デフレの最大の原因は、働く人の所得が減り続けていったことが大きな原因と、私は考えるものであります。

今、問われているのは、国会でも論議されたときに、麻生副総裁でさえ、大企業の内部留保260兆円をどう活用するかの議論がされておりました。そういう意味では、紛れもなくこの間の日本の大手の大企業内部留保260兆円の一部を民間労働者の賃上げに回すことこそ、デフレの最大の原因を取り除くことになるのではないのでしょうか。

こうしたことを考えるならば、現在、本議案に対しましては、私は、もっと慎重な審議が求められていることを申し述べ、この議案に反対の立場で討論を申し上げる次第であります。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。ただいま反対討論をされましたけれども、何か空中戦のような感じがして、どこからどこまで飛ぶのかというような感じをせざるを得ません。

今回のこの議案については、出す側の、執行部側の、自分の身を切りながら、この議案は出されております。そういう中で、反対と言われた方々の、その気持ちはいかがなものかと疑わざるを得ないというのが、私の感想であります。

100分の110というのが平成何年だったか出ましたけれども、100分の110から100分の107になったときに言われたのが、おい、軽トラック1台分なくなるとばいと、退職金の少のうなとばいと、そういう面から、その次が100分の104、そして、最終的に100分の87ですか、そこまで行く。職員の身を切りながらやっているのに、それを上程しなければならない、その職員さんの気持ちを酌むときに、果たして反対をしていいのか。本当は我々だって職員さんの気持ちになったら、そういうことを含めてしなければならないかも知れません。

しかし、国の施策の中で、今の国の現状を見たときにやむを得ないということで、職員さんも執行部も出しております。

そういうことから、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4～第10 第12号議案～第35号議案

日程第4. 第12号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例より日程第10. 第35号議案 平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算まで

を一括議題といたします。

以上の7議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第12号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

おはようございます。今議会で本委員会に付託されました第12号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、用地取得補助金の交付期限を平成27年3月31日までとし、2年間延長するというものです。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第16号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第16号議案 土地改良事業の事務の委託に関する協議について審査の経過と結果を申し上げます。

平成24年6月定例会において、当該土地改良事業の施行について議決がなされておりますが、今回、その事務に関し、白石町に委託することについて協議が整ったとのことであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第23号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第23号議案 平成24年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）について審査の経過と結果を申し上げます。

主に、歳入においては、実績に基づき給湯使用料を減額、繰越金の計上、歳出においては、

一般会計への繰出金の増額、予備費の減額である旨の説明でございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第24号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第24号議案 平成24年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第1回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入は、新工業団地整備事業県負担金、一般会計繰入金については、起債借り入れ分の償還利子に対する県及び市の負担額が確定したことによる補正でありまして、歳出については、起債の償還利子が確定したことによる補正である旨の説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第33号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第33号議案 平成25年度武雄市競輪事業特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

前年比で約1割の減少となる予算要求となっており、売り上げの減少が全体的に大きく影響しているところです。

現場においては、開催運営や場外車券売り場の新設を探るなど、努力をされておられます。

また、4月13日から16日まで、開設63周年記念レースが予定されているとのことです。議員各位におかれましても、この場をおかりして売り上げの増進に御協力をお願いいたします。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第34号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第34号議案 平成25年度武雄市給湯事業特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なもので、給湯使用料は、年間5万2,000トンを見込み、1,550万円が計上されています。歳出の主なものは、給湯管布設替え工事505万1,000円、観光事業の円滑な推進、発展を目的に一般会計への繰入金600万円が計上されております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第35号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第35号議案 平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出に、新工業団地整備事業債償還金利子として1,753万5,000円が計上され、県と市で折半ということで、歳入として、県負担金と一般会計からの繰入金、それぞれ876万7,000円が計上されている旨の説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第12号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第12号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例に反

対の討論を申し上げます。

平成25年3月31日から平成27年3月31日まで、工業用地の取得に対して2年間の延長をする議案ですが、面積に応じて、1億円、3億円、6億円の工場進出業者に対しての市からの補助を提供するものですが、この条例に対して、当然一般財源でしょうが、その財源は示されていません。

この事業が平成23年から始まったわけですが、市内の市中銀行から23億5,843万4,592円の、現在、借り入れをされております。それを受けての県との開発でありました。この3年間、県と市が負担している市中銀行への利息は3,560万1,111円に上っており、平成25年度、先ほど委員長報告にもありました特別会計、平成25年度当初予算1,753万5,000円の予算が計上されてもおります。

今、この事業が推進されておりますけれども、今日の経済状況のもと、なかなか企業が参入されておられません。もし、企業が参入しなければ、銀行への返済が一括返済を迫られるということでもあります。もし、そのことになれば、市民負担がますますのしかかるかもわかりません。まさにこの工業団地事業そのものが、市民にとって重く負担がのしかかるのかわからないと危惧するものであります。こうした企業誘致活動そのものが、本当に市民への恩恵になるのかどうか危惧することを申し上げ、反対の討論とするものであり、本議案の補助金の延長については、反対する立場で討論を申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

14番末藤議員

○14番（末藤正幸君）〔登壇〕

第12号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をいたします。

武雄北方インター工業団地は、雇用対策や税収の増、地域経済の活性化などを目的で整備した工業団地であり、早期に企業立地の促進を図るため、奨励措置を規定する企業誘致条例が設置をされているわけでございます。

今回の条例改正で、奨励措置等の目玉となる用地取得補助金の交付期限を延長することで、この国内最大級の優遇制度をもって企業誘致の実現に向けて積極的に取り組むことができるわけでございます。

先ほどの反対討論でもございましたが、起債の借入期間の償還利子ですね。これは、分譲価格にちゃんと反映しており、企業誘致が実現すれば、売却収入で回収できるものとなっております。

一刻も早く所期の目的を達成するためには、今回の条例改正が必要不可欠であり、反対することは雇用対策をないがしろにしているとしか言いようがありません。よって、本議案は

賛成するものであり、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第12号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第16号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第23号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第24号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第33号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第33号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第34号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第34号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第35号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第35号議案 平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算に反対の討論を申し上げます。

本特別会計は、新工業団地整備事業債償還金利子負担で、県の負担金876万7,000円、市の一般会計から同じ金額の876万7,000円で、23億円の市中銀行からの借り入れの利子の負担金分、合わせて1,753万5,000円が計上をされております。

先ほど、誘致条例の一部を改正する条例に対する反対の立場で討論を申し上げましたが、県と市で、今、取り組まれているこの武雄市新工業団地整備事業、呼び込み型の大手企業誘致政策が問われています。この予算が市民負担とならないよう危惧し、市民負担とならないよう求めることを要求し、反対の討論とするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

14番末藤議員

○14番（末藤正幸君）〔登壇〕

第35号議案 平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

予算の内容は、歳出で、武雄北方インター工業団地を整備する際の財源として借り入れた起債の償還利子であり、また、歳入は、償還の利子に対する県と市の負担割合に基づく措置であります。

先ほど述べたとおりですね、起債の借入期間中の償還利子は分譲価格に反映してあり、企業誘致が実現すれば売却収入で回収できるものと説明を受けておりますし、本当に、今、言われるとおりに心配御無用でございます。今回の予算の一般会計からの繰入金金は、一時的な立

てかえであり、最終的には一般会計の負担は生じなくなるわけでございます。よって、本議案に賛成するものであり、議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第35号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第35号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11～第17 第1号議案～第28号議案

日程第11. 第1号議案 武雄市新型インフルエンザ等対策本部条例より日程第17. 議案第28号議案 平成25年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の7議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第1号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託をされました第1号議案 武雄市新型インフルエンザ等対策本部条例について審査の内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に公布され、対策本部に関しては必要な事項を条例で定めるものであります。

新型インフルエンザが発生した場合には、国で対策本部が設置され、その後、県、市町村で設置をされますが、緊急の場合は、市町村でも任意に設置をすることができるということでありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第9号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託をされました第9号議案 武雄市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

について審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は、祝金の受給資格の改正で、現在、9月1日現在という基準日を改正し、同級生間で支給できるようにするものであります。

現在、9月3日から翌年の9月2日生まれの方が対象となっておりますが、同級生間での支給を望む声が多く、同学年での不公平感をなくすため、当該年度の3月31日までの改正であるとの説明でありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第10号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託をされました第10号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は、規定している法律の名称が、障害者自立支援法から、本年4月1日から障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更になるため、引用している条文を改正するものであると説明を受けたところであります。

委員からの質疑で、障がい者の具体的にどのように変わるのかという質疑がございまして、内容的には、障がい者の範囲が、今まで、身体、精神、知的の障がい者に加え、難病者等の患者が法律の対象となり、障がい者に対する支援が拡大されるということとございました。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第15号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託をされました第15号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について審査の内容と結果について御報告申し上げます。

本議案は、第10号議案と同じように、障がい者に関する自立支援の法律名が変更になった

ことにより、規約に定めている審査会の名称並びに法律の名称を、「障害者自立支援審査会」から「障害者総合支援審査会」に改正するものとのことで説明を受けたところでございます。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第18号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第18号議案 平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案の1款、総務費については、事業精算による減額、また、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、システム改修における入札減による納付金の減額との説明でありました。

また、歳入につきましても、広域連合における当年度事業の精算との説明でありました。

本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第27号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第27号議案 平成25年度武雄市国民健康保険特別会計予算について審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案の歳入である国民健康保険税につきましても、昨年の9月の定例議会において改正された国民健康保険税条例が本年4月1日付より施行となり、前年比13.3%の増額、また、一般会計からの繰入金については、地域福祉基金からの繰入金等により前年比21.6%の増となっております。

歳出の保健事業については、15.3%の増となっておりますが、これは、福祉基金の繰り入れ等により、特定健康診査等の事業費の健診率を40%と見込み、人間ドック、脳ドック検診の予定数を120名ほどふやしたことによる増額でございました。

委員からの質疑で、基金取り崩しは、他市ではどういう状況なのかという質疑がありまし

て、この福祉基金の取り崩しについては、今のところ、武雄市だけが福祉基金の取り崩しをしているというふうな説明でございました。

本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第28号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第28号議案 平成25年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は、前年度当初予算と比較しまして861万7,000円の減額となっております。その大きな要因としては、後期高齢者医療広域連合納付金が、システム改修による入札減により、前年度当初予算と比較して751万2,000円の減額となったためであり、全体としては861万7,000円の減額となっております。これに伴い、繰入金も減額となるとの説明でありました。

委員からの質疑では、ジェネリック医薬品の啓発についてどのように具体的に働きかけをしているのかという質疑がございまして、回答としては、国民健康保険の保険証のカードケースに表示をさせていただいていると、また、差額通知も来年度も継続して実施をして、ジェネリック医薬品の啓発に努めますという説明でございました。

本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第1号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第9号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第10号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第15号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第18号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第18号議案を採決いたします。本案は、委員長報告は原案可決であります。
お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。（発言する者あり）御異議なしと認めます。よって、第18号議案
は委員長報告のとおり可決されました。

これより、第27号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番、第27号議案です。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第27号議案 平成25年度武雄市国民健康保険特別会計予算について反対の立場から討論をいたします。

平成25年度最大の問題は、歳入、国民健康保険税の前年度予算額11億2,271万円から本年度12億7,210万円、その差額1億4,939万円の増、もうこれは、昨年9月の国民健康保険条例改定の結果だと考えております。

武雄市は、昨年9月議会、平成19年度以来の税率の改定を行い、平成25年度実施になるわけですが、その国保加入者の負担増として影響額を見込まれているものと思います。

昨年度、税率の改定は、1つは、所得割、1.1%引き上げで14.2%にする、2つ目の、加入者1人当たりの均等割、6,100円引き上げの4万800円、3、加入世帯1世帯当たりの世帯割が1万1,000円の引き上げで4万8,800円、平均した上昇率、値上げ率は、12.9%というのが条例改定の中身であります。

市がモデルケースとして示した、夫婦40歳、子ども2人、4人世帯で、課税標準額200万円の場合の国保税額は、従来の42万1,700円から47万6,000円と、実に5万4,300円の負担増になり、社会保険と比較しましても3倍近くのその差が開くわけであります。国保加入者の負担はますます重いものとなるわけであります。

国は、緊急経済対策として、事業の後づけはこれからという形で各交付税をふやしているわけですが、国保会計は、どこの自治体も財政圧迫で被保険者に負担を強いている状況にあるわけですから、次年度国庫支出金が2億3,600万円減額されている中で、こういう状況を緊急に解決する上でも、思い切って財政出動することが値上げを抑え、地域経済に回し、需要をふやすという、加入者の購買力を豊かにする道につながるものではないかと考えるものであります。

もともと国保の被保険者の所得分布から見ても、保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減など、軽減を受けた低所得世帯は、医療及び後期分で45%、介護保険で全体の40%、保険財政の脆弱さを物語っております。それは、65歳以上の高齢者31%、60歳以上44%という、構造そのものが財政の脆弱性、低所得世帯の40%を超える点、これらは職業別世帯数から見ても、無職がその43%、将来的には、これがふえる可能性があるわけであります。こういう国保の特徴を見れば、国民皆保険の中核的役割を担っている状況を見たとき、加入者、被保険者への負担を求めるだけで解決できるものではないと考えるものであります。

全国の保険者、市町村国保会計は、赤字増に頭を抱えております。医療費の増を抑えるさまざまな努力がある一方で、赤字を解決する方策も、一般会計からの繰り入れ、武雄市も福祉基金の毎年5,000万円の取り崩し、それを国保会計に繰り入れる、そういう努力はあるわけですが、6年後には県の広域化を目指すとして、6年間、毎年5,000万円の繰り入れ、計3億円の繰り入れ、収納率92%を前提としても、なおかつ2億数千万円の赤字を残す。こういう深刻な事態であります。被保険者、国保加入者の負担増だけでは解決しないという

状況であります。

国保会計の特徴である財政基盤の脆弱性がある中で、定率国庫負担を増額させていくのは、国保の安定化を求めていく上では欠かすことはできません。避けられない課題であると思います。これが削減されてきているのも、赤字を出す大きな要因であります。平成25年度国庫支出金が、前年度18億5,065万円から16億7,706万円、2億3,783万円が減額されております。現行定率の国庫負担34%が、国庫負担32%へと削減され、その影響だと思えます。1984年に国保法が改悪されて、それまでは、医療費の45%が国庫負担であったものを、給付費の7割の50%にした。これが、国保会計を、武雄市だけじゃなく、全国的に脅かす原因の大もとであります。医療費35%に充てるわけでも、定率国庫負担の削減が国保会計を赤字に追い込んでおります。さらに、事務費の国庫負担の廃止、保険税の減額措置に対する国庫補助の廃止などなど、国は国庫負担の幅を広げてきた結果であります。これを元に戻すことは、国保会計を安定化させる上では欠かせない重要な課題だと考えます。

国保を構成している43%の無職者以外の安定した雇用確保と所得増を図るなど（発言する者あり）議長、静かにさせてください。（発言する者あり）また、福祉基金から毎年5,000万円を武雄市は繰り入れを実施しているわけですがけれども、加入者の平均5万4,300円の負担増から比べると、少ないと言わざるを得ないと思います。思い切った一般会計からの繰り入れを実施しなければ、払いたくても払えない、そういう加入者がふえてきている。

平成23年度決算を見ても、収納率の向上に努力をされていることは評価をいたしますけれども、現年度滞納額1億円を超えて、滞納繰越金は2億8,000万円を超える。本当に加入者にとっては深刻な事態であります。値上げが平成25年度実施される中で、この分がふえるのではないかと危惧されるものであります。

国の安定定率国庫負担を大幅にふやすことを要求し、県の独自の財政調整交付金を拡大することをしないと国保会計の安定化は望めないし、国保の広域化では解決ならないのではないかとこのことを指摘をして、反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

所管委員会でございませぬけれども、後で副委員長が丁寧な討論をすると思えますけれども、聞いていてびっくりしたのが、これだけ国保の仕組みについて詳しいお方が、どこに原因があるかと十分、今、言われたんですね、ここで。そうすれば、武雄市はどうしたらいいのか。そういう中で、市長は、6年間ですか、毎年5,000万円、出していくと、脆弱さだからですね。そういう手当てをしている。そして、なおかつ国保、例えば、お医者さんに支払いしなくていいならいいですよ。しかし、武雄市は、そういう状態であっても支払いをし

ていかなけりゃならないという大変な状態にあるわけです。

だから、今、言われたことは、そっくりそのまま、私、思います。国のほうに言っていただきたい。うちの市長が、それができれば、それは、国庫負担の45から38.5%と変わったことに対してでもできますけれども、地方はやられているのは事実ですよ。それは、今、私以上に詳しく平野議員が説明されたとおりでございますけれども、じゃ、武雄市はどうするかということをぜひとも考えていただきたいと思います。という意味で、次は副委員長が言いましようけれども、討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第27号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第27号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第28号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

〔23番「議事進行」〕

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

武雄でいつも思うんですけれども、今、反対したのにという声があるんですね。議長は、討論を求めます、討論ございませんかということで、発言されるのがあったら、登壇してもらって討論させていただきたいと思います。そういう取り計らいをしなければ、わからないんですよ。先ほど、何か反対されていたのが、そのまま行ったとかですね。だから、討論ございませんか、あれば、ちゃんと正式に登壇してもらって、そういうルール確立をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてですけど、反対、賛成の討論については、以前からも何回と

なく申してきておりましたように、やはり反対等の討論も、反対だけではなくして、討論をしてもらわなければ、執行部も、いろんなこれからの施策に反映できないわけですよ。何が反対か、何が賛成かということですね。ですから、そういったことで、賛成、反対、これをする。賛成はいいですけど、この反対等は、特に討論等で執行部に意思表示をしていただきたいというに思っております。（「議長」と呼ぶ者あり）

25番平野議員（発言する者あり）

あつ、もう討論をとどめております。（「省略たい、討論省略」と呼ぶ者あり）討論とどめております。（「議事進行」「させんですか」「進行」「させんぎ、おかしかて」と呼ぶ者あり）

そしたら、討論を許可します。25番平野議員（発言する者あり）静かに、静かに。（発言する者あり）静かに、静かに。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

議長は、第28号議案に対する質疑はありませんか、その後、質疑なし、討論になるわけですよ。

第28号議案、これは、先ほどの議案との関係もありますので、あえて第28号議案で討論させていただきます。

武雄市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から意見を述べたいと思います。

国民の怒りを買ったこの後期高齢者医療保険制度が、制度が強行され、実施されて、2008年から、もう5年が経過するわけであります。これは直ちに廃止すると、これは国会の一応決議だったわけですけども、民主党政権に変わって、これはなかなか廃止されない。4年間延長という内容で、今日、続いてきております。延長したものの何ひとつ前進した例はありません。

この制度の眼目は、1つは、75歳以上の高齢者を他の高齢者から切り離し、高い負担と安上がりの差別料を押しつける、そういう内容であります。高齢になると病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる。後期高齢者の別枠の医療保険に囲い込み、負担増を我慢するか、あるいは不十分な医療に対して我慢するか、この二者択一を迫られているわけであります。医療社会保障にかかる国の予算を削減する、これが目的でした。なぜ75歳以上に年齢を差別して、健保や国保から追い出すのかと、これは、まさに差別医療ではないかという批判は、今も変わっていません。

年金から天引きされる特別徴収の保険料は、武雄市で見ると、平成25年度、2億7,523万円、普通徴収保険料は1億489万円となっております。国保からの保険基盤安定繰入金1億5,254万円、さらに国保からの後期高齢者支援金6億6,880万円など、国保会計の負担も大きい。後期高齢者医療保険制度を導入することで国保の会計はよくなるのではないかと、そういう意見もあったわけですけども、これは見通しがありません。国保会計への負担も、国

庫支出金 2 億 4,055 万円と抑えられ、一般財源 4 億 2,724 万円と、国保会計を圧迫している要因ではないでしょうか。現代版うば捨て山とさえ言われるこの内容、制度、この制度をもう廃止するしかない。そして、少なくとも元の老人保健制度に戻すしかない、我々は考えるものであります。

以上のことを指摘して、第 28 号議案に対する武雄市後期高齢者医療特別会計に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23 番黒岩議員

○23 番（黒岩幸生君）〔登壇〕

これも所管委員会でございませぬけれども、委員会の中身というよりも全体論が出ましたので、私は全体論を話して、それでまた、今度はぜひ副委員長が委員会の中身を言っていただきたいと思ひます。

今、老人を 75 歳以上、切り離すという考え方ですけど、皆さんね。国保の側から考えたときの話ですよ。ここがどう見るか。

実は、私は、昭和 50 年、文教委員会におりまして、その当時は、老人は 1 割の加入だったんですね。医療費は幾ら取りますか。4 割。今、オーバーしていますけどね。だから、国保に対するしわ寄せは物すごく大きいわけですよ。年とったり失業したりして、国保にやってくる。そのかわり、その人たちはちゃんと国保を使いますからね。そういうことで、65 歳以上に切られて老人保健をつくられたんですよ。今、老人保健に戻せと言われましたけれども、当時、老人保健に対して大反対ですよ。切り離し反対。それはなぜかという、確かに老人を切り離して、ちゃんとした手当てを政府がしないから反対ですね。今度も 75 歳に切り離して、そこに十分な、これまで日本のために働いていただいた 75 歳以上のの人たちのために、十二分に政府がそこに手当てをしてやれば、国保にとっては助かるわけですね。だから、それをつくるんじゃないで、ぜひつくって、今度は一緒にするということございませぬけれども、つくって、そこに手厚くしてやる、これが私は政治だと思います。そういう意味で、先ほどの討論に対しては反対をする、原案に賛成するものでございませぬ。

詳しい中身については、副委員長のほうからぜひよろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませぬか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第28号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18～第35 第2号議案～第37号議案

日程第18. 第2号議案 武雄市市道の構造の技術的基準を定める条例より日程第35. 第37号議案 平成25年度武雄市工業用水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の18議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

第2号議案より第6号議案までの5議案については、関連しておりますので、一括して報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました第2号議案 武雄市市道の構造の技術的基準を定める条例、第3号議案 武雄市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例、第4号議案 武雄市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例、第5号議案 武雄市小規模水道条例、第6号議案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例について、一括して御報告いたします。

地域主権一括法の施行に伴い、国で定める基準を参酌した上で、地域の実情を考慮し、国または県の基準どおり条例を定めるもので、第2号議案から第4号議案については新規条例を制定、第5号議案については、県からの権限移譲に伴い新規条例を制定するものです。第6号議案についても関係条例を国または県の基準どおりに改正するものです。

委員の皆さんからは、どの点が変わったのかという質問がありました。その点について、執行部からは、これらの条例を制定、改正することで、地域主権を確立することとの説明を受けました。

その中で、市営住宅の入居者資格について、これまでの裁量階層、いわゆる社会的弱者の収入基準が現行の21万4,000円以下から25万9,000円以下に引き上げられたことにより、社会的弱者が入居しやすくなるとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第13号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

第13号議案 武雄市道路占用料徴収条例及び武雄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について報告します。

今回の改正は、佐賀県の占用料金改定に伴うもので、占用料金県内単価の標準化を図るため、平成25年度より佐賀県の改定額に順じて、県内8市において同時に改定を行うものであり、全体的に見て平成24年度に比べると、約2割減額になるとのことです。

なお、占用料は主に土地評価額が基準になっており、その評価額が下がっているための見直しによる徴収料金の改正であり、改正前は総額1,346万円が、改正後は1,079万円と、2割ぐらい減少するとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第14号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

第14号議案 市道路線の認定について御報告します。

今回の認定は、道路法第8条第2項の規定によるものであり、淵ノ尾下山線については、地元上西山区の要望に伴い、総延長360メートルの新規認定、また、三間坂駅前線については、現在、県道として管理されている伊万里山内線の一部区間、約1,200メートルについて、平成25年度をめどに、佐賀県から武雄市に対し、移管が予定されていることから、事前に市道認定を行うものであるとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第19号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました、第19号議案 平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、歳入については、接続の増加による使用料収入の増額及び新規加入に伴う加入金の増額補正、歳出については、消費税納入額が確定したことによる減額補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第20号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

第20号議案 平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について御報告します。

今回の補正の主なものとして、施設使用料及び受益者負担金の増額補正、また工事請負費は国の補正予算に伴うもので、1億5,000万円の増額であり、平成25年に繰り越しを行い、昭和地区、天神地区の早期着工を行うものです。

施設管理費の消耗品費60万円の減額補正は、現場担当職員の皆さんの努力であり、委員長として敬意をあらわしたいものと思っております。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第21号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

第21号議案 平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）について報告します。

歳入については、設置基数の増加に伴い、戸別浄化槽使用料及び事業分担金の増額補正及び市債の増額であり、市内での戸別浄化槽事業が活発に行われ、私としては、以上3下水道事業の推進は、武雄市内における下水道整備が進んでいることを高く評価したいと思います。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第22号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

第22号議案 平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

今回の補正は、国庫補助金の確定及び繰越明許による補正であり、主なものとして、繰越明許費について、移転交渉に時間を要し移転完了がおくれ、移転補償費と工事請負費が新年度にずれ込むため、1億8,520万円を計上しており、歳出について、武雄北部土地区画整理事業費は経費財源補正によるものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第25号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

第25号議案 平成24年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）では、高料金対策補助金として1,487万8,000円が確定したことによる補正との説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第29号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

第29号議案 平成25年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について御報告いたします。農業集落排水事業は、武雄市内において、平成19年度までに8地区が供用を開始しており、その施設の管理運営を行っているとのことです。

供用開始後14年から15年を経過している中で、安定的な運営管理を図るため、更新計画に沿って施設機器類及び中継ポンプの整備更新に要する経費を計上しているとの説明を受けま

した。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第30号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第30号議案 平成25年度武雄市公共下水道事業特別会計予算について御報告いたします。

公共下水道事業は、平成16年度から事業に取り組んでおり、平成19年12月から順次供用区域を広げ、平成24年度末までに、認可区域76ヘクタールのうち42ヘクタールの整備が進み、4月には松原地区、昭和地区の一部を供用開始することになっているとのことです。

平成25年度は、J R南側の昭和地区の残りと天神地区の管渠整備を行うとのことです。

また、平成25年度完成を目指している終末処理場の第二期建設工事については、日本下水道事業団に建設工事の委託を行うとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第31号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第31号議案 平成25年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算について御報告いたします。

戸別浄化槽事業は、平成21年度より事業開始し、24年度末時点で、累計659の設置見込みで、別途寄附分の累計が82基の見込みであるとのことです。

整備の内容は、50人槽までの浄化槽本体を市が設置するものであり、平成25年度の設置基数は24年度からの繰り越し分を含めて180基を予定しており、また、寄附については30基を見込んでいるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第32号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第32号議案 平成25年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について御報告いたします。

区画整理事業の進捗は、松原通り付近は一部新年度に繰り越すが、ほぼ完了形となり、駅北口から小楠付近が残っている状況で、平成24年度末の進捗率は76.2%となっているとのことでした。

歳出においては、工事請負費として、小楠付近の甘久武雄線、永松川良線の改良工事、区画道路、街区造成などの工事等、区画整理以外では、天神崎白岩線道路整備工事、観光案内板設置、丸山公園園路整備に要する費用を計上、補償補填及び賠償金として、区画整理地権者の建物等移転補償費を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第36号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第36号議案 平成25年度武雄市水道事業会計予算について御報告いたします。

業務の予定量としては、給水戸数は1万8,840戸、1日平均給水量は1万5,745立米で、ほぼ横ばいで推移しているとのことです。

収益的支出において、原水及び浄水費が昨年と比較して1,600万円の減額となっているが、これは佐賀西部広域水道からの受水費で2,100万円の減などによるものであり、資本的支出において、建設改良費では踊瀬ダムと淵ノ尾ダム連絡管の布設がえに伴い、昨年より5,300万円の増額を計上、また、老朽管更新事業として前年度の工事費並みに2億円を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第37号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第37号議案 平成25年度武雄市工業用水道事業会計予算について御報告いたします。

業務の予定量として、給水事業所数は前年度から1社ふえ4事業所、1日平均給水量は624立米で、平成24年12月より三京ステンレス鋼管株式会社が1日30立米契約でふえているとのことです。

収益的収入において、営業収益は三京ステンレス分51万円増を見込み、給水収益を約1,000万円見込んでいるとのことです。

収益的支出においては、工事請負費の減以外は例年並みの計上であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第2号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第4号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第5号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第6号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第13号議案 武雄市道路占用料徴収条例及び武雄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

主にN T Tや九州電力の電柱や電話柱等を指すもので、この条例改正に伴うことで、平成24年の実績で1,346万円が、平成25年度改定見込み金額が約1,079万円となるようであります。その差、年間収入差額がマイナス267万円の約2割の減額となるものであります。この条例では、大手関連株式会社への恩恵と言わざるを得ません。県の趣旨に倣って改正する条例で

ありますが、私は改正する必要はないと思い、反対の討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

9番石橋議員

○9番（石橋敏伸君）〔登壇〕

おはようございます。第13号議案 武雄市道路占用料徴収条例及び武雄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についての賛成討論をさせていただきます。

先ほど委員長の報告ございましたが、佐賀県の改正に伴い、県内の各市が単価統一を図ることで県内における占用料の不平等感が払拭できるものと思われま

す。以上の理由で、当然必要なものということで賛成をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第14号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第19号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第20号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第21号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第22号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第25号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第29号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第30号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第31号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第31号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第32号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第32号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第36号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第36号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第37号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第37号議案 平成25年度武雄市工業用水道事業会計予算に対して反対の立場から意見を述べたいと思います。

これまでの事業実績を踏まえて、平成25年度事業会計予算が組まれるわけでありませ

ども、会計のほとんどを支えるのは一般会計からの補助金5,400万円であります。給水事業を見ますと、先ほど委員長報告にありました事業数、1社ふえて4社、45円の給水単価に対して年1,076万1,660円、これだけではもともとの事業としては成り立たない。これは長年武雄市が抱えている課題であります。この事態が供用開始以来続いているわけでありますけれども、進出企業もコスト低下を踏まえて、水を使わないという企業の生産のあり方、これも大きく変わってきました。県営工業団地でありますから、工業用水の確保については、県の責任でもあるのではないかと、これはこれまでも指摘をしたわけでありますけれども、伊万里のSUMCOの例を見ても明らかなように、ここを強く要求していくこと。そうでなければ、毎年、企業債償還金4,027万円、利息872万円の償還が続いていくわけであります。このことを強く要求すべきだという意見を述べて、第37号議案に対する反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

これは私の委員会でございます。副委員長が用意していたということでございますので、私が出ることはなかったんですけども、工業用水を考えると、皆さん思い出してほしいのは、水というものに対して考えていただきたいと思うんですね。例えば、上水道、武雄市は全国で一番早く断水していたところなんですね。だから、その水源を求めするためには、やはりいろんなところから求めなければならないということで、日本一高い水道料とかなって行くんですね。工業用水だって同じ水なんですね。よそのことを言ったら怒られるかわかりませんが、嬉野町と塩田町は隣同士あるんですね。水道料、全く違うんですね。なぜ違うか。これ水利問題なんですよ。つまり、嬉野の水が鹿島のほうに流れるけれども、塩田に流れないということで、塩田は遠くから水を引っ張ってこなければならない。水源の問題が大きく絡むんですね。だから、工業用水道というのを、上水道からとるか、ほかのところからとってくるか、非常に大事なんですね。今現在は工業用水は余っているかもしれませんが、中国のことわざを思い出していただきたいと思うんですけども、井戸水を飲むときには、井戸を掘った人の苦勞を思い出せという言葉がございます。今いいから要らないという論法は当てはまらないと思います。

あと詳しいことについては、副委員長のほうから答弁させます。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第37号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第37号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36～第40 第17号議案～第40号議案

日程第36. 第17号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第11回）より日程第40. 第40号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第2回）までを一括議題といたします。

以上の5議案は、各所管の常任委員会に付託あるいは分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長にその審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第17号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第17号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第11回）についての審査内容と結果について報告いたします。

今回の補正は、事業費の最終見込みによる調整などと国の経済対策で措置された補助金を活用する事業経費や将来の財政需要などに備え、財政調整基金、公共施設整備基金への積み立てに要する経費が計上されているという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第26号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第26号議案 平成25年度武雄市一般会計予算についての審査内容と結果について報告いたします。

委員より、地域おこし協力隊とは具体的にはどのようなものかとの質疑があり、執行部より具体的には、コミュニティFMの事業計画策定であるとか、そういうことを中心にやっていたきたいとの答弁がありました。

また、委員より、監査委員など全ての特別職の報酬については、現在の報酬が妥当なのかを、業務内容や出席状況等を踏まえ検討する時期に来ているのではないかとの質疑があり、執行部より、全ての特別職の報酬については、今後検討する時期に来ているとの説明がありました。

そのほか委員より、武雄市コミュニティ広場設置補助金の内容に質疑があり、執行部より、従来、福祉サイドでちびっ子広場という形の交付要綱であったが、目的がちびっ子広場と限定的であり、非常に使いづらいとの声を受け、対象を広く地域のコミュニティに変更し、目的の範囲を拡大した制度改正を行ったとの答弁を受けたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第38号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第38号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第12回）についての審査内容と結果について報告いたします。

今回の補正内容は、新幹線工事に係る新幹線用地の売却に係る分で、土地売却収入ということで9,737万7,000円の補正を計上していて、面積は2,253.01平方キロメートル、平米単価は4万3,000円とのことで、また、これについては、雑入の補償費と合わせて、歳出の方では、公共施設整備基金として積立金を計上しているとの説明を受けたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第40号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第40号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第2回）についての審査内容と結果について報告いたします。

今回の補正は、国の緊急経済対策予算を活用して、武雄市で事業を実施するもので、具体的な事業の内容としては、現在、各自治体が個別で運用している情報システムをいわゆるクラウド化（共有化）することによるメリットなどを国の方で実証事業を行うもので、武雄市も1受託事業者として国からの委託を受け行うもので、1億3,760万5,000円を計上するものであり、事業内容としては、今回特に災害情報提供の分野及び災害時にかかわらず平常時における安全・安心に係る情報を共有するシステムを構築したいとの説明を受けたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。質疑ございませんか。

まず、第17号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第17号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第11回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎え、事業の精算による補正が主であり、各事業の確認を行いました。

歳出の主なものとして、国が進める経済対策事業で追加補正として計上されたもので、6款. 農林業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費、19節. 負担金補助及び交付金に強い農業づくり交付金2,206万円、5目. 農地費に、農業体質強化基盤整備促進事業測量設計業務委託料350万円、農業体質強化基盤整備促進事業工事費2億4,770万円など、平成25年度に計画していたものを一部前倒しで予算化したものを含み、計上されております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第26号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第26号議案 平成25年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出に関して主なものを申し上げますと、2款2項1目. 企画総務費に企業抽出業務委託料57万円が計上されており、帝国データバンクが独自に調査したデータから、新たな拠点整備の計画等に関し、佐賀県にその可能性がある企業のデータを抽出し、企業誘致に役立てるといふものでございます。

5款1項2目. 雇用対策費では、9事業に新規27名を雇用する重点分野雇用創出事業として、総額7,069万5,000円が計上されています。

6款1項3目、農業振興費、19節に、さかの強い園芸農業確立対策事業補助金1億1,789万8,000円が計上されております。これは、機械、施設等の整備を行う2名、11団体の園芸農家に対して補助を行うものとのことです。

また、商工振興費、観光費においては、知的所有権調査・登録委託料、アジア太平洋都市観光振興機構（TPO）負担金などの新規事業を含み、観光PRを初め、農産物、加工食品の販売推進や、国内外の誘客等に向けたさまざまな取り組みについて説明を受けました。

また、このほかに、前年並みの予算計上とされるものなど、改めて各種事業や関係団体等の確認を行ったところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第38号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第38号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第12回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入として、20款、諸収入、5項、雑入に、公共補償基準に基づく、新幹線工事に伴う物件移転補償金5億8,286万7,000円を受け入れ、全額、公共施設整備基金に積み立てるものとの説明でありました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第39号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第39号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国の経済対策事業で、平成24年度補正予算で緊急雇用創出基金が積み増しされ、起業後10年以内の企業、NPO等を支援しながら雇用を創出するなど、新たなスキームで事業が創設されたことに伴い、今回、武雄市においては4事業、9名の雇用を行うものである

とのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第17号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第17号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第11回）（分割）について、主な審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案の補正は事業精算によるものですが、4款の健康増進費では、がん検診委託料1,600万円の減額がありました。これは受診率5割を見込んでいたがん検診が、実際は2割から3割程度であったための減額と説明でありました。委員からは、通知の見直しなどを含め、受診率が上がるような方策についての再検討の要望があったところでございます。

また、10款の図書館費では、これまで4億円を公共施設整備基金を取り崩していたものが、2億7,500万円を教育債として合併特例債の適用がなされております。これは財政運営上、有利ということで合併特例債の適用を受けたということでの説明でございました。

委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第26号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第26号議案 平成25年度武雄市一般会計予算について、主な審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

2款の戸籍副本データ管理システム構築委託料については、新規の事業で、東日本大震災の教訓を受け、大規模かつ広域の災害等により戸籍が滅失した場合、国民生活の根幹となる戸籍の早期復旧のため、全国2カ所に設置される戸籍副本データ管理センターに広域電算センターを通じて毎日データを送信するための委託料との説明でありました。なお、武雄市の戸籍データは北海道で管理するというところでございました。

また、4款. 予防費、予防接種委託料では、従来、麻しん・風しん、三種混合、日本脳炎等に加えて、平成25年度から定期接種となる子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種に要する経費を計上されております。この子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンについては、平成24年度まで任意接種だったため、県の2分の1の補助でしたが、平成25年度からは全額が交付税措置になるということをございました。

また、10款. 教育費では、大きいものとしては武雄小学校改築工事の継続事業分や山内中学校改築に伴う経費として、仮設校舎借上料や校舎解体工事費、また武雄中学校の外構第3期工事等の計上がなされております。

委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第17号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第17号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第11回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものとして、道路維持費では、国の経済対策に伴う市道2路線の防災工事及び舗装補修工事のための増額補正、歳入においては、土地売払収入の9,280万7,000円は、松原地区開発エリア外4件を市街地活性化や街路事業の代替地などの目的として、市有地を売却した収入を計上しているとの説明を受けました。

委員からは、し尿処理場や各下水処理場から発生する汚泥の処理に対して建設委員会研修で行った御坊市の処理方法が紹介され、今後、検討すべきではないかとの意見も出されました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第26号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第26号議案 平成25年度武雄市一般会計予算について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、道路維持費として舗装補修、側溝整備等山内、北方にそれぞれ1,500万円を含む1億3,000万円を計上、交通安全施設費として、近年、全国的に歩行者が事故に巻き込まれることが多発していることから、歩行者を守る防護柵やカーブミラー等の工事費として前年比約1.7倍の予算を計上。

また、平成23年度から施行された住宅リフォーム緊急助成事業補助金は、約131件を見込んでいたとのことでした。

この補助金は平成25年度が最終年度となっており、これまで先着順だった受付方法が、県の指導で、抽せんによる受け付けをするようになっており、4月9日から26日募集期間、5月1日抽せん予定であるとの説明を受けました。

なお、この補助金は、夏ごろをめどに工事完了、10月中には精算する必要があるとのことでした。

委員からの抽せんから漏れた人の救済をすべきではないのかとの意見に対し、執行部からは、申請件数次第であるが、住民間の公平性を考えて、今後検討していきたいとの回答がありました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで第17号議案、第26号議案、第38号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については、各議案ごとに行います。

まず、第17号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第17号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第11回）の反対討論を申し上げます。

反対の理由は、教育債の社会教育債のうち、図書館・歴史資料館改修事業2億7,500万円の市債発行に反対であります。

市民負担ゼロと市長は言われていますが、全く違います。一般質問でも取り上げましたが、

山口県萩市図書館のように、朝9時から夜9時まで市民と協働して実施しているところがあります。この補正予算は明らかに市民負担4億5,000万円、この内訳は合併特例債で1億9,250万円、一般財源で2億7,500万円はまさに市民負担と言わなければなりません。私は今度の図書館・歴史資料館のこの改修事業について、2億7,500万円の市債発行は文字どおり市民負担だと言わざるを得ません。

以上、反対の討論にかえるものであります。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かにしてください、静かに。私語を慎んでください。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場から討論させていただきます。

反対をしていただくには、やっぱりどこの部門に反対と言っていたかなければ、なかなか出にくいかなと。私が総務委員会だったので、一番初めに出てきましたけれども、図書館については、江原議員を含め、谷口議員を含め、会場に見に来られて、これはいいねと言われた。そして市長とにこやかに握手までされて、そういうふうな状況の中で、うそというよりも、言い方として、何が本当なのかという意味合いを考えたときに、予算の執行に関して、そういうところを含めて、その反対の討論をしていただきたい。そういうふうなことを指摘をさせていただきます、今回のこの議案については、賛成の立場から討論とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。私語を慎んでください。

討論をとどめます。

これより第17号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第17号議案は各所管の委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第26号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第26号議案 平成25年度武雄市一般会計予算について、反対の討論を申し上げます。

予算の98ページ、図書館・歴史資料館指定管理料1億1,000万円の予算計上に反対であります。

第1に、この図書館の管理運営の変更の件については、紛れもなく市長の独断先行が明瞭になっているのではありませんか。第2に、図書館・歴史資料館は教育施設であります。なのに、民間企業の導入は、武雄市図書館での営利活動が、市長が認めさえすれば何でもできる式の条例や地方自治法での範囲であるとするもので、到底認められるものではありません。従来の図書館を超えるこのような新しい図書館が日本全国に広がっていくことを願うと市長は述べていますが、果たしてそういくでしょうか。私は全く逆だと考えるものであります。

以上、本予算の反対討論にかえるものであります。

○議長（杉原豊喜君）

間もなく正午となりますが、引き続き審議を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審議を続けます。

賛成討論ございませんか。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回のこの議案というのも、我々議会が、皆さん方御承知のとおり、けんけんごうごう協議をし、論議をし、そして採決をして、議会の結果として賛成多数をもって可決成立したものであります。そういう中で、今さらというのはおかしいですけれども、何で今なのかというのを含めたら、これ反対という立場ならば、あのときでも図書館に来るべきではなかったんじゃないか、私はそう思います。そういう中で、これを反対と言うのはおかしいという中で、皆さん方に御同意を得、賛成ということで討論とかえさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

第26号議案 平成25年度武雄市一般会計予算について、反対したいと思います。

反対の内容を具体的に言えということですので、具体的に言えば、予算説明書の(89)ページの武雄小学校太陽光発電設備設置工事1,241万8,000円です。これが私はもう新聞とか、佐賀新聞の広告とかなんとかになっておって、1,100万円で40キロがつけられるんですよ。だから、多分30か40キロかなと思って、ちょっと玄海に聞いたところ、10キロというわけですよ。10キロということは、1,200万円だから1キロ120万円になるんですよ。でも、武雄市が今補助金を出している1キロ当たりの単価を調べてあるやつでは、48万円しかしないんですよ。だから、多分この48万円でも10年でもとをとるかどうかと思うんですよ。これ

が1キロ当たり120万円もなると、もともととれんような太陽光を設置するような形になるんじゃないかなと思います。武雄市も再生エネルギーを推進している立場ですから、やはりもともととれる太陽光の設置をしていただきたいと思って反対いたします。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

賛成討論をいたしたいと思います。

あえて出てきましたのは、太陽光についてでございます。今、行政が太陽光を行うときには、どういうことを行うか。これ、建設委員会でよく議論になるわけでございますけれども、我々が議会として、あるいは武雄市として市民の皆さんに負担をするときには、市民の皆さんがもうけるようにしてやらなければならない、こういう考え方なんです。行政がやるとき、じゃあどうするのか。クリーンエネルギーなんですよ。

以前、私、実は風力発電で風サミットで宮崎県に行ったことがございます。宮崎県北方町と岐阜と佐賀県の北方はちょうど姉妹町でありましたので、宮崎県のほうに風力発電をやっていた。風サミットに行ったんですね、今言うように。行くまでは私は実はこれ採算合わんやろうと。何で行政がするとかということで、実は壊すつもりで行ったんですね。しかし、行ってみて恥ずかしかったんですね。採算じゃないんですよ。どうして我々のこの美しい地球を守るか。そういう立場からの太陽光の考えが行政には十二分にあるということをまず頭に入れていただきたい、太陽光についてはですね。だから、宮本議員が言われるのは値しないという考えをしております。

図書館についても、行政がやっぱり余り金もうけで走るべきじゃないということですよ。図書館についても、民営化が悪いというような言い方をされたんですけども、実は私これパネルを持ってきて言ったんですが、当時の渡海文部大臣ですね、当時うそを言われましたけれども、議事録読んだらですね、指定管理者制度はなじみにくいので少ないと言われたんですね。覚えていますでしょう。難しいのでだめだと言っていなかったんですね。そういう中に、CCCさんですか、カルチュア・コンビニエンス・クラブさんですかね、そういうちゃんとした大手のものを持ってきて、従来より4時間延長して、そして総体で数えてみれば、1億2,000万円、3,000万円はもうける、そういう話を持ってこられたんですね。山口県、私まだ時間がなく行っておりません。行ってみれば何かあるかわかりません。そう考えますと、現在のこの武雄市の市政をよりよくしていくというふうに向かっていっていると、私は確信を持つものでございまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第26号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第26号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第38号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第38号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第12回）について、反対の討論を申し上げます。

この補正は、庁舎が新幹線用地にかかわる、そのことよっての歳入と支出であります。収入、不動産売却収入、9,737万7,000円、それと新幹線工事に伴う物件移転補償費5億8,286万7,000円、合計6億8,024万4,000円の収入で、その全てを公共施設建設基金、庁舎建設への目的の積立金と説明がありました。私どもはもともとこの大型の公共事業であります新幹線長崎ルート建設には反対の取り組みと運動を進めてまいりましたが、今でもその思いは変わりません。今、日本の経済を考えてみた中でも、あの東北大震災の復興を思うと、本当に被災者の皆さんのなりわいと生活が、経営が本当に復興しなければならないと思う次第であります。そうしたとき、中身は違いますが、私どもは大型の公共事業が無駄な公共事業と指摘して反対の運動を進めてまいりました。本予算が紛れもなく東北大震災の予算に振り向けるべきではないかと訴えるものであります。よって、本補正予算の執行について、反対の討論を申し上げる次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場から討論をさせていただきます。

もう支離滅裂というかなんというか、そういうふうなことを言わないでくださいというような反対の仕方なんですよね。というのは、東日本大震災に行って、見て、本当にその状況を見たのかどうか。それがまず大事だと思うんですよ。行ってもないのにどうしてわかるんですか、あなたが。そして長崎新幹線を反対だから反対と。全く関係ないじゃないですか。行政の職員がどれだけ汗水流し、血を流して、今回のこの庁舎の新幹線に係る部分について

の努力をしたのか、全くわからないままに反対をするのは、それこそ皆さん方よく考えていただいて、今回のこの案件についての賛成ということでお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第38号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第38号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。続いて、第39号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第39号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第40号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第40号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第41 第41号議案

日程第41. 第41号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第41号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員の諸石洋之助氏の任期が本年4月28日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き諸石氏を教育委員会委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするもの

であります。

諸石氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴書のとおりであります。

どうかよろしく願います。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第41号議案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第42 第42号議案

日程第42. 第42号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第42号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の徳永正敏氏が御逝去されたことにより、後任として新たに川内野英夫氏を固定資産評価審査委員会委員として願います。地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものであります。

川内野氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴書のとおりであります。

どうかよろしく願います。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第42号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第43 諮問第1号

日程第43. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の諸石洋之助氏の任期が本年6月30日をもって満了いたします。

つきましては、その後任として、淵きよ子氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものであります。

淵氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴書のとおりです。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本件に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより諮問第1号を採決いたします。本件は、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何
ら異議なき旨、答申することに決定いたしました。

日程第44 意見書第1号

日程第44. 意見書第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題
といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。4番山口裕子議員

○4番（山口裕子君）〔登壇〕

意見書第1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について説明いた
します。

平成14年、北朝鮮は、日本人の拉致を認めて5人の被害者を返したが、それ以降全く進展
は見られません。

政府は平成18年以降、首相を本部長とする対策本部をつくり、担当大臣を任命し、被害者
救出に取り組んでいますが、いまだに具体的成果を上げることができていません。

また、政府は、17人を北朝鮮による日本人拉致被害者と認定し、それ以外にも、いわゆる
特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在することを認めている状況であります。

北朝鮮では、平成23年12月に金正日総書記が死去し、金正恩を後継者とする新体制に移行
することになりました。拉致被害者の御家族は、北朝鮮の新体制において、新たな交渉の窓
口を見出せるのではないかと期待される一方、北朝鮮国内が混乱状態になった際の日本人拉
致被害者の身の安全について心配されており、その心情は察するに余りあるものがありま
す。拉致問題は、我が国に対する重大な主権侵害であり、許しがたい人権侵害であることは
言うまでもありません。

よって、政府は、6カ国協議の再開など、冷静な協議に向けた取り組みに努め、全精力を
傾けて全ての拉致被害者を早急に救出するよう求めていきたいという趣旨で意見書を出させ
ていただきます。

議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

この文言を読んでいて、なぜ今なのかと思うんですね、これがね。1週間か10日ぐらい前

だったらいいかもわからんけれども、今というのは、きょうのテレビでもあっていました、きのうもテレビであってましたよね。きょうの佐賀新聞でも大きく載っているんですけども、今、非常に緊迫しているんですね。北朝鮮が攻めるぞと。日本はどうして、日本も攻めろと言っているということですね。そういうときに6カ国の協議とか、それは必要ですよ。しかし、タイミング的になぜ今なのかというのは、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

山口裕子議員

○4番（山口裕子君）〔登壇〕

タイミング的と言われると、今までにいろいろな事態があったと思うんですが、今のタイミングを委員会では語ってはいませんが、全国的に見て、また佐賀県内を見て、この意見書を出していないというところが、もう自治体としても、武雄市とあと2市ぐらいですかね。そういう形で、私たちも今、この時点では考えなければならないじゃないかということで、委員会では検討させていただきました。本当に時期というものは国の問題もありますので、重々慎重にやらなければならないと思いますが、ここにおきましては、この委員会において、提出すべきものではないかという意見になりました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、よかですよ、もちろん、拉致問題には取り組まにゃいかんという、百わかります。しかし、よってと書いた、その文ですよ。よって、6カ国協議を再開し、冷静にせろと。片一方では朴大統領ですか、韓国の大統領は、やられたら10倍やり返すというて、今、非常にチキンレースというんですかね、そういう状況なんですよ、今の状況が。じゃ、日本がどうするのかということで、今、静かにしていたら、日本も対象だと言い出したんですよ。そのときにどうするかというのは、安倍さん、今非常に悩んでいると思うんですよ。だから、タイミング的にその文言がなければそうじゃなかったんですけども、悪く言えば、ああもう少し日本を攻めれば、北朝鮮がね、日本が音を上げるじゃないかということで、一つは日米間で一緒にいかないかもわからんところが怖いんですよ。北朝鮮のやり方、チキンレースですよ。3日間で制圧すると。2日で制圧して、3日目は治安に回るんだと言っているんですよ。そういうときに韓国はされたら10倍返すと言っているんですよ。日本はいいや、もうそがんことじゃなくて話し合いしなさいというて、今いいのかということよね。そこ論議されてなければいいんですけども、特に外交問題ですので、時期的なものが必要じゃなからうかと思うんですけども、再度求めます。

○議長（杉原豊喜君）

山口裕子議員

○4番（山口裕子君）〔登壇〕

このよってという文言のところもあると思いますし、国の情勢というのも十分勘案しなければならぬと思っております。そういうところで、委員会としては足並みをそろえるという形もありますし、一応この意見書としては必要であろうという形でまとめさせていただきました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第45 意見書第2号

日程第45. 意見書第2号 T P P 協定交渉参加表明に関し国益が守れぬ場合は即時脱退を要求する意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。16番小柳議員

○16番（小柳義和君）〔登壇〕

意見書につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

平成22年11月、武雄市議会は、T P P 交渉参加への慎重な対応を求める意見書を国に提出しております。全国の都道府県議会、または市町村議会において、T P P 参加反対、もしくは慎重に対応することを求める意見書が多数採択されておりますが、今年15日、安倍晋三首相は、T P P 協定交渉への参加を表明されました。参加表明後に至っても、全国各地でこのような意見書の採択提出は続いております。

本意見書は、こうした国民の声を尊重し、改めて国益の遵守についての認識を初め、国民への情報開示、または国益が損なわれる場合は、即時撤退を辞さない姿勢を求めるものでございます。

項目といたしましては、まず最初に、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

2番目として、国益の遵守及びその内容、方法等を国民に開示するとともに、国益が守れぬ状態となった場合は、TPP協定参加から即刻脱退すること。

この2つを上げ、政府・与党を初め、国に対し強く要求するものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第2号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第46 閉会中継続調査申出について

日程第46. 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申し出が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成25年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時25分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 山 崎 鉄 好

〃 議 員 石 丸 定

〃 議 員 上 野 淑 子

〃 議 員 小 池 一 哉

会 議 録 調 製 者 筒 井 孝 一